

○京都舞鶴港等エコ・エネルギー拠点整備促進事業費補助金交付要綱

平成29年 6月20日
京都府告示第355号

(趣旨)

第1条 知事は、再生可能エネルギー源を活用した事業の拠点として京都舞鶴港区域を整備し、府の北部の地域の電力供給量の増加及び雇用の安定・創出を図るため、府又は舞鶴市の誘致を受けて京都舞鶴港区域内に再エネ発電所を整備しようとする者に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー源 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「法」という。）第2条第4項各号（第1号を除く。）に掲げるエネルギー源をいう。
- (2) 再エネ発電設備 再生可能エネルギー源を電気に変換する設備（その附属設備を含む。）をいう。
- (3) 再エネ発電所 法第9条第3項の規定による認定（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年法律第59号）附則第5条第1項に規定する旧認定で、同法附則第7条の規定によりその効力が失われていないものを含む。）を受けた企業等が当該認定に係る再エネ発電設備を用いて発電を行う事業所をいう。
- (4) 京都舞鶴港区域 舞鶴港に係る港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第4項に規定する臨港地区及びその周辺の区域で知事が定めるものをいう。
- (5) 企業等 次に掲げる者をいう。
 - ア 営利を目的とする私企業
 - イ アに掲げる者以外の法人その他の団体（地方税法（昭和25年法律第226号）第25条第1項各号又は第72条の4第1項各号に掲げる者を除く。）
- (6) 投下固定資産額等 投下固定資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第3号まで、第6号及び第7号に掲げる資産で知事が必要と認めるものをいう。）の取得、用地の造成、用排水施設の設置、高圧電力の引込み、道路の整備又は知事が必要と認める設備の整備若しくは当該設備を設置するための調査に要する経費をいう。
- (7) 府内常用雇用者 京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業等の立地促進に関する条例（平成13年京都府条例第40号。以下「条例」という。）第4条第1項第2号に規定する府内常用雇用者をいう。
- (8) 新規府内常用雇用者 府内常用雇用者のうち次条第1項の規定する指定（同項を除き、以下「指定」という。）を受けようとする再エネ発電所以外の施設で府内に所在するものからの異動者以外の者をいう。

- (9) 障害者 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。
- (10) 正規雇用者 府内常用雇用者（期限を定めず雇用される者に限る。）のうち短時間労働者（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に定める短時間労働者をいう。）に該当しない者（障害者を除く。）をいう。
- (11) その他雇用者 府内常用雇用者のうち障害者又は正規雇用者に該当しない者をいう。

（補助金の交付に関する再エネ発電所の指定）

第3条 補助金の交付を受けようとする企業等は、補助金の交付に関する再エネ発電所の工事に着手する日前90日に当たる日（知事がやむを得ない事情があると認めるときは、知事が別に定める期日）までに、指定申請書等（別に定める様式による申請書及び事業計画書その他知事が必要と認める書面をいう。以下同じ。）を提出し、当該再エネ発電所について、知事の指定を受けなければならない。

2 前項の場合において、1の再エネ発電所に対し補助金の交付を受けようとする企業等が2以上あるときは、これら2以上の企業等は、連名で指定申請書等を提出しなければならない。

3 知事は、指定申請書等を受理したときは、指定を受けようとする再エネ発電所に係る事業が次に掲げる要件に該当する場合であつて、別に定める京都府再エネ発電所整備促進専門家会議の委員（以下「委員」という。）の意見を聴いて、適当と認めるときは、当該再エネ発電所を補助金の交付に関する再エネ発電所として指定するものとする。

(1) 指定を受けようとする再エネ発電所が、次のいずれかに該当する再エネ発電所であること。

ア 京都舞鶴港区域内に再エネ発電所を有しない企業等が、京都舞鶴港区域内に新たに設置する再エネ発電所

イ 京都舞鶴港区域内に再エネ発電所を有する企業等が、当該再エネ発電所の縮小又は閉鎖を伴わないで、京都舞鶴港区域内に新たに設置する再エネ発電所

ウ 京都舞鶴港区域内に再エネ発電所を有する企業等が、当該再エネ発電所の再エネ発電設備を増設する場合における当該再エネ発電所（以下「設備増設再エネ発電所」という。）

(2) 指定を受けようとする再エネ発電所の操業（当該再エネ発電所が設備増設再エネ発電所である場合は、当該増設に係る再エネ発電設備の稼働。以下同じ。）を開始する日において、次に掲げる要件の全てに該当すると見込まれること。

ア 再エネ発電所への投下固定資産額等（設備増設再エネ発電所にあつては、当該増設に係る投下固定資産額等）が3億円以上であること。

イ 再エネ発電所に設置する再エネ発電設備（設備増設再エネ発電所にあつては、当該増設に係る再エネ発電設備）の出力が1,000キロワット以上であること。

ウ 再エネ発電所の操業を開始した時における新規府内常用雇用者の数が3人以上であること。

(3) 指定の申請をした者が、その指定を受けるときまでに別に指定を受けたことがないこと。

4 知事は、指定をする場合であって、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(事業の変更等)

第4条 指定を受けた再エネ発電所（以下「指定再エネ発電所」という。）について当該指定の申請をした者（以下「指定事業者」という。）は、指定申請書等に記載した事項を変更しようとする場合には、あらかじめ、別に定める様式による変更承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の場合において、1の指定再エネ発電所に対し指定事業者が2以上あるときは、これら2以上の指定事業者は、連名で変更承認申請書等を提出しなければならない。

3 知事は、第1項の規定により変更の承認をしようとする場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、委員の意見を聴くものとする。

(1) 当該変更に係る事項が当該変更前の指定申請書等に記載がない投資の計画に係るもの（その承認により当該変更に係る指定事業者について適用される補助金の交付額が変動すると認められるものに限る。）であるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認めるとき。

(工事着手の届出等)

第5条 指定事業者は、指定申請書等に記載された事業計画に係る工事に着手したとき、当該工事が完了したとき又は指定再エネ発電所の操業を開始したときは、速やかに、それぞれ別に定める様式による届出書を提出しなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(地位の承継)

第6条 指定事業者の地位は、法人の合併又は分割その他特別の理由がある場合に限り、承継することができる。

2 前項の規定により指定事業者の地位を承継しようとする者は、その事実を証する書面を添えて、別に定める様式による申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

(指定の取消し)

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

(1) 指定事業者が偽りその他不正な手段により指定を受けたとき。

(2) 指定再エネ発電所が第3条第3項第1号及び第2号に掲げる要件のいずれかに該当しないこととなったとき。

(3) 指定事業者が第3条第4項の規定により付した条件に違反したとき。

(4) 指定を受けた日までに用地の取得又は賃借をしていない企業等が、指定を受けた日から1年（知事がやむを得ない事情があると認める期間（以下「特認期間」という。）がある場合にあつては、当該特認期間に1年を加えた期間）以内に用地の取得又は賃借をしないとき。

(5) 指定事業者が指定を受けた日から3年（特認期間がある場合にあつては、当該特認

期間に3年を加えた期間)以内に工事に着手しないとき。

(6) 指定事業者が指定を受けた日から5年(特認期間がある場合にあつては、当該特認期間に5年を加えた期間)以内に操業を開始しないとき。

(7) 指定事業者から指定の取消しの申出があつたとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、法令又はこの要綱に違反したとき。

2 指定事業者が、当該指定に係る補助金の交付決定前に前項第7号に規定する申出をし、かつ、同項の規定により知事が当該指定を取り消した場合は、当該指定はなされなかつたものとみなす。

(補助事業等)

第8条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、指定事業者が行う次に掲げる事業(当該指定事業者が第2条第5号イに掲げる者である場合にあつては、条例第8条第4項に規定する収益事業等として行われる事業に限る。)とする。

(1) 指定再エネ発電所の設置(当該指定再エネ発電所が設備増設再エネ発電所である場合は、当該指定再エネ発電所における再エネ発電設備の増設。以下「指定再エネ発電所の設置等」という。)に係る事業

(2) 府内における常用での雇用の創出及び促進に係る事業

2 前項第1号に掲げる事業に対する補助金(以下「再エネ発電所設置等促進補助金」という。)の交付の対象となる経費は、指定再エネ発電所の設置等に関する投下固定資産額等とする。

3 再エネ発電所設置等促進補助金の額は、当該投下固定資産額等の10分の1に相当する額(当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額)とし、その額が1億円を超える場合は、当該額は1億円とする。

4 第1項第2号に掲げる事業に対する補助金(以下「府内常用雇用創出促進補助金」という。)の交付の対象となる経費は、当該指定再エネ発電所における新規府内常用雇用者(当該新規府内常用雇用者1人当たりの年間の人件費の額が50万円未満の者及び期間を定めて雇用されている者であつて各年度における10月31日時点において当該企業に雇用されている期間が1年を超えていないもの(知事が認める者を除く。))を除く。)に係る人件費とする。

5 府内常用雇用創出促進補助金の額は、次の各号に掲げる新規府内常用雇用者の区分に応じ、当該各号に定める額に新規府内常用雇用者増減数(当該各号に定める区分に該当する者に関するものに限る。)を乗じて得た額を合計した額とする。

(1) 障害者 50万円

(2) 正規雇用者 40万円

(3) その他雇用者 10万円

6 前項に規定する「新規府内常用雇用者増減数」とは、当該年度の10月31日時点の新規府内常用雇用者数から、指定再エネ発電所が操業を開始した日の属する年度から当該年度の前年度までの間の各年度における10月31日時点の最大の新規府内常用雇用者の数を減じた数をいう。

7 府内常用雇用創出促進補助金は、指定再エネ発電所が操業を開始した日から起算して4年を経過した日の翌日の属する年度までの各年度に交付するものとする。ただし、府

内常用雇用者数又は新規府内常用雇用者数の総数が減少する場合は、府内常用雇用創出促進補助金を交付しないものとする。

- 8 府内常用雇用創出促進補助金の累計額は、1 指定再エネ発電所につき、1 億円を限度とする。

(交付の申請等)

第9条 規則第5条に規定する申請書等は、別に定める様式によるものとし、知事が別に定める期日までに提出するものとする。

- 2 規則第5条の規定により補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法に基づく仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除することができる部分の金額に補助対象経費に占める補助金の額の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(変更の承認申請)

第10条 補助金の交付決定を受けた指定事業者（以下「補助事業者」という。）は、前条の規定により提出した申請書等に記載した事項を変更しようとする場合には、あらかじめ、別に定める様式による変更承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(休止又は廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業を休止し、又は廃止しようとする場合には、別に定める様式による申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 規則第13条に規定する実績報告書は、別に定める様式によるものとし、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める日までに提出するものとする。

- (1) 再エネ発電所設置等促進補助金 知事が別に定める日
- (2) 府内常用雇用創出促進補助金 補助事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定に係る年度の3月31日のいずれか早い日

- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(交付決定の取消し)

第13条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付の決定を受けたとき。

- (2) 正当な理由によることなく、指定再エネ発電所の操業を開始した日から10年以内に当該指定再エネ発電所の操業の休止又は廃止をしたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則又はこの要綱に違反したとき。
- 2 前項の規定により補助金の交付の決定が取り消されたときは、指定は、当該決定の取消しと同時に取り消されたものとみなす。

(補助金の経理等)

- 第14条 補助事業者は、補助事業に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、その収支の状態を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠となる書類を補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から10年間保管しておかなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第15条 補助事業者は、補助事業完了後に補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、知事が別に定める様式により速やかに、知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(財産の処分)

- 第16条 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数又は交付決定の日から10年のいずれか短い期間とする。

(その他)

- 第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年6月20日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。